

## 緊急事態宣言発令に伴う、各種期限等の取り扱い

警察庁から「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について（通達）」が発出され、卒業検定期限・教習期限の延長措置、仮運転免許証・修了証明書の有効期限延長措置を行ってきたところですが、延長措置申請手続きについて、2021年12月28日をもって終了することになりました。従いまして、該当する教習生は2021年12月27日までに期限延長をニュードライバー教習所へお申し出ください。当教習所から京都府警察本部交通部へ期限延長申請手続をいたします。

ただし、教習期限・検定期限の延長措置については、新型インフルエンザ等特別措置法に基づきニュードライバー教習所の施設が一部閉鎖されるなど、教習を一部中断せざるを得ない事態等が発生した場合には適用されません。尚、教習生本人又は家族が新型コロナウイルスに感染し、保健所から入院及び待機等の指示を受けた場合等やむを得ない理由がある場合は、ニュードライバー教習所へお申し出ください。

2021年12月